

医療従事者の皆様へ（お知らせ）

医師、看護師等医療従事者が、業務命令によって新型インフルエンザの予防接種を受け、それにより生じた健康被害については、業務上疾病として取り扱うこととなります。

予防接種については、通常、本人の自由意思によって行われ、当該労働者の業務として行われるものとは認められないことから、それにより健康被害（疾病、障害又は死亡）が生じたとしても、業務に起因するものとは一般に認められず、労災保険給付の対象とはなりません。

しかしながら、医療従事者については、今般の優先接種の取扱いに伴い、必要な医療体制を維持する観点から、業務命令等に基づいて予防接種を受けざるを得ない状況にあると考えられることから、予防接種による健康被害が生じた場合（予防接種と健康被害との間に医学的な因果関係が認められる場合に限る。）については、当該予防接種が明らかに私的な理由によるものと認められる場合を除き、労働基準法施行規則第35条別表第1の2の6号の5の業務上疾病として取り扱うこととなります。

【参考】国会における決議内容

第173回国会 衆議院 厚生労働委員会 第5号
新型インフルエンザ対策の推進に関する件（抄）

政府は、新型インフルエンザ対策の実施に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 6 新型インフルエンザ予防接種により業務に起因して健康被害が生じた医療従事者については、労働者災害補償保険法の休業補償の対象となることを明確にすること。

佐賀労働局労災補償課

(0952) 32-7193